

総務委員会陳情説明資料

令和5年9月25日

件名	頁
1 受理番号25 旧統一教会に対して宗教法人解散命令を裁判所に請求するよう国に求める意見書を提出することを求める陳情・・・・・・・・	2
2 受理番号26 希望する自治体が職員の定年を65歳から70歳まで引き上げることができる制度を導入するよう国に意見書の提出を求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

(総務部)

件名	受理番号 25 旧統一教会に対して宗教法人解散命令を裁判所に請求するよう国に求める意見書を提出することを求める陳情
所管部課名	総務部 総務課
陳情の要旨	<p>旧統一教会に対する文部科学省の質問権行使は7度目を数え、先行きが見えなくなっている。地方自治法第99条に基づき、旧統一教会に対する宗教法人解散命令の請求を一刻も早く裁判所に行うよう、国に対し意見書を提出することを求める。</p>
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 質問権行使の経過</p> <p>○令和4年10月17日 旧統一教会をめぐる高額な献金や靈感商法の問題を受け、消費者庁の有識者検討会が「解散命令請求も視野に入れ、宗教法人法に基づく質問権などを行使する必要がある」と提言したことを踏まえ、岸田総理大臣は文部科学大臣に対し「質問権」の行使による調査を実施するよう指示。</p> <p>○令和4年11月8日 文部科学省は、宗教法人法に基づく「質問権」の行使にあたり、専門家会議を開き、宗教法人に所属する人が法令違反を繰り返しているケースや、被害が重大なケースを対象にするなどとした基準を決定。</p> <p>○令和4年11月21日 文部科学大臣の諮問機関である宗教法人審議会が旧統一教会への「質問権」の行使について「相当」だとする答申を出す。</p> <p>○令和4年11月22日【1度目】 文部科学省は旧統一教会に対し、宗教法人法に基づく初めての「質問権」を行使。法人の組織運営や収支、財産に関する内容。</p> <p>○令和4年12月14日【2度目】 宗教法人審議会にて質問項目の案が了承され、文部科学省は旧統一教会に対する2度目の「質問権」を行使。教団が関わった民事裁判やコンプライアンスなどに関する内容。</p> <p>○令和5年1月18日【3度目】 宗教法人審議会にて質問項目の案が了承され、文部科学省は旧統一教会に対する3度目の「質問権」を行使。献金の関係や海外への資金の受け渡し、組織運営、予算や財産関連、給与手当や退職金などおよそ80項目。</p> <p>○令和5年3月1日【4度目】 宗教法人審議会にて質問項目の案が了承され、文部科学省は旧統一教会に対する4度目の「質問権」を行使。全国にある施設の管理運営や、信者の集まり、収支に関する事項などおよそ110項目。</p>

<p>内容及び 経過</p>	<p>○令和5年3月28日【5度目】 宗教法人審議会にて質問項目の案が了承され、文部科学省は旧統一教会に対する5度目の「質問権」を行使。献金などをめぐり示談が行われたケースや全国にある施設の管理運営、信者の集まりなど203項目。</p> <p>○令和5年5月24日【6度目】 宗教法人審議会にて質問項目の案が了承され、文部科学省は旧統一教会に対する6度目の「質問権」を行使。組織運営や財産、献金、教会の管理運営など156項目。</p> <p>○令和5年7月26日【7度目】 宗教法人審議会にて質問項目の案が了承され、文部科学省は旧統一教会に対する7度目の「質問権」を行使。組織・運営、予算・決算、財産、献金、教会の管理、教団が関わる裁判など97項目。</p> <p>※教団からの回答は、各回とも回答期限までに文部科学省に届いている。</p> <p>2 解散命令請求の判断要件</p> <p>令和4年11月、文部科学省の専門家会議が作成した「宗教法人法第78条の2に基づく報告徴収・質問権の行使について」の中に次の記述がある。</p> <p>「所轄庁である文部科学大臣としては、個別の宗教法人について<u>解散命令請求を検討するに当たっては</u>、報告徴収・質問権を行使して把握した事実関係等を踏まえ、その個別事案に応じて、<u>行為の組織性、悪質性、継続性等が認められるか否か</u>を判断していくこととなる。」</p> <p><参考></p> <p>宗教法人法 抜粋</p> <p>第2条（宗教団体の定義）</p> <p>この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。</p> <p>一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体</p> <p>二 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体</p> <p>第81条（解散命令）</p> <p>裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めるときは、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができる。</p> <p>一 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。</p> <p>二 第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は一年以上にわたってその目的のための行為をしないうこと。</p>
--------------------	---

内容及び
経過

3 過去に解散命令が下された宗教法人

裁判所が宗教法人法に定める「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」を理由に解散命令を出したのは次の2例がある。

(1) オウム真理教

東京地方検察庁と東京都からの請求を受けて、1995年に東京地方裁判所が解散命令を出した。東京高等裁判所も認めたため、教団側は決定を不服として最高裁判所に特別抗告したが、1996年1月、「大量殺人を目的として毒ガスであるサリンを大量に生成することを計画したうえ、多数の信者を動員し、計画的、組織的にサリンを生成した。法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる」などとして退けた。

(2) 明覚寺

1999年に和歌山県に本部があった宗教法人「明覚寺」について、文化庁が解散命令を請求した。2002年1月、和歌山地方裁判所は、教団関係者が霊能があるように装って相談に訪れた人から現金をだましとっていたとして「被害件数が極めて多く、被害額も多額に及んでいて、著しく公共の福祉を害するものであることは明らかだ」と指摘した。さらに「組織的に詐欺行為を行い、宗教団体の目的を著しく逸脱している」として、請求を認める決定を出した。最高裁まで争われたが、2002年12月に特別抗告が退けられ、確定している。

4 政府の動向

文部科学省は、質問権を7度にわたって行使したが、信教の自由などを理由に教団側が適切に対応していないなどとして、行政罰の1つである「過料」を科すよう9月7日に東京地方裁判所に通知し、受理された。

また、政府は、質問権の行使や被害を訴える元信者への聞き取りなどによる調査を踏まえ、教団に対する解散命令を裁判所に請求するか検討を進める方針。政府内には、10月末までには請求を行うべきだという意見も出ている。

《以上出典は、文化庁ホームページ及びNHK NEWS WEB》

件名	受理番号26 希望する自治体が職員の定年を65歳から70歳まで引き上げることができる制度を導入するよう国に意見書の提出を求める陳情
所管部課名	総務部 人事課
陳情の要旨	希望する自治体が職員の定年を65歳から70歳まで引き上げることができる制度を導入するよう国に意見書の提出を求める。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 定年制度の状況</p> <p>令和3年6月に地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が公布され、令和5年4月1日に施行されたことに伴い、60歳だった定年が令和5年4月以降、2年ごとに1歳ずつ引き上げられ、令和13年4月に65歳となる。</p> <p>足立区においても、令和4年第3回足立区議会定例会で条例改正案が可決されたため、同様の形で定年の引上げを行った。</p> <p>2 制度改正の経過</p> <p>今回の法改正は定年引上げのほか、役職定年制の導入など高齢期における多様な勤務制度を改正する内容であったため、特別区人事・厚生事務組合で制度改正について検討され、共通の基準により示された改正案を基に各区で改正の手続きが行われた。</p> <p>【定年引上げ関連の法改正の経過】</p> <p>○令和2年3月13日 第201回 通常国会 国家公務員法等の一部を改正する法律案、地方公務員法の一部を改正する法律案が国会に提出。</p> <p>○令和3年5月20日 第204回 通常国会 継続審議とされた地方公務員法の一部を改正する法律案について、施行期日を令和5年4月1日に改めること等を内容とする修正の実施。</p> <p>○令和3年6月4日 第204回 通常国会 国家公務員法等の一部を改正する法律案、地方公務員法の一部を改正する法律案が可決、成立。</p> <p>【足立区の定年引上げ関連の条例改正の経過】</p> <p>○令和4年9月20日 令和四年 第三回 足立区議会定例会 地方公務員法の一部を改正する法律の施行期日である令和5年4月1日に対応するため「足立区職員の定年に関する条例の一部を改正する条例」ほか、関連条例の一部を改正する条例8本を上程。</p> <p>○令和4年10月19日 令和四年 第三回 足立区議会定例会 条例改正案可決。</p>